

## ワンポイント会計基準

### vol.274 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の改正 について～税金費用の計上区分(その他の包括利益に関する課税)～

企業会計基準委員会（ASBJ）において(1)税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）(2)グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果について見直しが行われたことに伴い、2022年10月18日に、企業会計基準委員会(ASBJ)は、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の改正基準を公表しました。

- ・企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」
- ・企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

本稿については、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の(1)税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）についてご紹介いたします。

#### 1.税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正の概要

##### (1)法人税等の計上区分についての原則

当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上します。

##### (2)複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難な場合の取扱い

課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税、住民税及び事業税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上することができます。

##### (3)重要性が乏しい場合

損益に計上されない当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等の金額

に重要性が乏しい場合には、当該法人税、住民税及び事業税等を当期の損益に計上することができます。

#### (4)株主資本又はその他の包括利益に計上する金額の算定に関する取扱い

株主資本又はその他の包括利益の区分に計上する法人税、住民税及び事業税等は、課税の対象となった取引等について、株主資本又はその他の包括利益に計上した金額に、課税の対象となる企業の対象期間における法定実効税率を乗じて算定します。

ただし、課税所得が生じていないことなどから法令に従い算定した額がゼロとなる場合に株主資本又はその他の包括利益の区分に計上する法人税、住民税及び事業税等についてもゼロとするなど、他の合理的な計算方法により算定することができます。

#### (5)その他の包括利益の組替調整（リサイクリング）に関する取扱い

その他の包括利益累計額に計上された法人税、住民税及び事業税等については、当該法人税、住民税及び事業税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上します。

## 2.適用時期等

### (1)適用時期

原則適用: 2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。

早期適用: 2023年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用することができます。

### (2)経過措置

適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができる的な取扱いが定められています。

以上